

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては部長、物質細胞統合システム拠点事務部にあっては事務長として事務部門長。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては副事務部長、物質細胞統合システム拠点事務部にあっては副事務部門長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 第1項の部局事務室に事務室長、事務担当その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第56条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては部長。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては副事務部長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>(学系、学域及び全学教員部の事務)</p> <p>第10条の2 共通事務部並びに部局事務部及び部局事務室は、第5条第1項及び第6条第1項に定める事務のほか、別表2第3欄に掲げる部局の教員が所属する学系の事務又は当該学系における京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程(平成27年達示第65号)第9条に掲げる業務を行う学域の事務を併せて処理するものとする。</p> <p>2 総務部及び全学教員部の教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、京都大学事務委任等規程(昭和45年10月31日総長裁定)第4条第1項後段の規定に基づき部局の長に委任し、又は同条第2項ただし書の規定に基づき部局の長が専決することとなる事務については、当該部局の事務を処理する事務組織が処理するものとする。</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第11条 (略) (共通事務部の所掌事務等)</p> <p>第12条 共通事務部における所掌事務及びその分掌は、別表2第3欄に掲げる部局の長及び同表第4欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共通事務部の部長が定めるものとする。</p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p>第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則(平成25年達示第9号)</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第11条 (同 左) (共通事務部の所掌事務等)</p> <p>第12条 共通事務部における所掌事務及びその分掌は、<u>部局の事務については別表2第3欄に掲げる部局の長及び同表第4欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共通事務部の部長が定めるものとする。</u></p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p>第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、<u>部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共通事務部の長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</u></p> <p>附 則(平成25年達示第9号)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>

改正前					改正後				
別表1 (第4条関係)					別表1 (第4条関係)				
部		課・室			部		課・室		
(略)					(同左)				
企画・情報部		企画課 広報課 国際企画課 情報推進課 情報基盤課			企画・情報部		企画課 広報課 国際交流課 情報推進課 情報基盤課		
(略)					(同左)				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 事務局・事務室	5 課・室	1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 事務局・事務室	5 課・室
(略)					(同左)				
吉田南構内共通事務部		総務課 経理課			吉田南構内共通事務部		総務課 経理課		
(略)					(同左)				
		物質細胞統合システム拠点	物質細胞統合システム拠点事務部				物質細胞統合システム拠点 高等研究院	高等研究院等事務部	
(略)					(同左)				
北部構内事務部		総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	理学研究科 生態学研究センター 低温物質科学研究センター	理学研究科事務部	北部構内事務部		総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	理学研究科 生態学研究センター	理学研究科事務部
(略)					(同左)				
		附属図書館	附属図書館事務部	総務課 情報管理課 情報サービス課			附属図書館	附属図書館事務部	図書館 企画課 学術支援課 利用支援課

改 正 前				改 正 後			
別表3 (第8条関係)				別表3 (第8条関係)			
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
総務部	報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	報道担当課長	総務部長	総務部	報道に係る事務(法務・コンプライアンス担当の副学長の所掌に属する事務のうち、総務部長が掌理するものに限る。)について、総務部長を助け、及び整理すること。	報道担当課長	総務部長
(略)				(同 左)			
(略)				(同 左)			
教育推進・学生支援部	学生の厚生補導に係る事務に関し、教育推進・学生支援部長を助け、及び管理すること。	厚生補導担当課長	教育推進・学生支援部長	教育推進・学生支援部	学生の就職活動の支援に係る事務について、学生課長を助け、及び整理すること。	学生課キヤリアサポート主幹	教育推進・学生支援部学生課長
(略)				教育の情報化に係る事務に関し、教務企画課長を助け、及び管理すること。	教務企画課教育情報推進室長	教育推進・学生支援部教務企画課長	
(略)				(同 左)			
物質細胞統合システム拠点	物質細胞統合システム拠点に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	物質細胞統合システム拠点担当部長	物質細胞統合システム拠点事務部門長	高等研究院	高等研究院に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	高等研究院担当部長	高等研究院長
別表4 (略)				別表4 (同 左)			